

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和3年4月26日付けの保護変更却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った、保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性、不当性を主張し、その取消しを求めている。

私が福祉事務所に申請した共益費7,500円、環境維持費550円、事務手数料524円、計8,574円と賃料44,000円を加えた52,574円は現住居の賃貸契約に最低限必要な金額であり、法第14条に定める住居を維持するために必要な費用に当たる。毎月27日の口座振替に1円の残高不足が生じても住居を失う恐れがあり、東京都の定める53,700円の住宅扶助限度内でもあり支給の対象である。

福祉事務所の却下理由は法的根拠が無く承諾できないものであり、法に基づき住宅扶助として52,574円を支給するよう求める。

なお、法施行規則 23 条の 2 に共益費の文言はあるが処分庁の主張する内容は明示されておらず、法 31 条 3 項を根拠とする主張は意味不明であり、法 14 条に基づく申請である。なぜ共益費という名称をしたか調査（を要する）。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3 年 1 1 月 5 日	諮問
令和 4 年 2 月 1 5 日	審議（第 6 4 回第 4 部会）
令和 4 年 3 月 1 6 日	審議（第 6 5 回第 4 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法 11 条 1 項は、保護の種類として、1 号で「生活扶助」、3 号で「住宅扶助」を挙げている。

法 8 条 1 項によれば、保護は、厚生労働大臣が法 8 条 1 項の規定に基づいて定めた保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号。

以下「保護基準」という。)により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、保護基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 最低生活費

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第7によれば、最低生活費は、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づく」ことを原則としつつ、そのほかに、「健康状態等によるその個人又は世帯の特別の需要の相異並びにこれらの需要の継続性又は臨時性を考慮して認定する」とされている。

そして、第7・1として「経常的最低生活費」は、「要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するもの」、同・2として「臨時的最低生活費（一時扶助費）」は、「次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。」とされ、特別の需要としては、「(1)出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要、(2)日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要、(3)新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」が掲げられている。

また、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の第7・1・(1)によれば、最低生活費のうち一般生活費について、「基準生活費は、生活扶助基準の基礎をなすものであり、個

人単位の費用である第1類の経費と世帯単位の費用である第2類の経費とによって構成され、・・・第1類は、飲食物費や被服費のように個人単位の算定できる生計費を表示したものであり、第2類は、家具什器費や光熱費等のような世帯共通的な経費を表示したものである。」とされている。

(3) 住宅扶助

ア 法14条によれば、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしている。ここで、「住居」とは、衣食住という場合の住に当たり、住について直接必要なものをいうが、金銭給付するものとしては家賃のみと解されている（小山進次郎著「改訂増補 生活保護法の解釈と運用（復刻版）」253頁参照）。

また、法における住宅扶助（法11条1項3号及び14条）については、保護基準別表第3「住宅扶助基準」において基準額として「家賃、間代、地代等の額（月額）」及び「補修費等住宅維持費の額（年額）」が定められている。

法33条1項は、住宅扶助は金銭給付によって行うことを原則とするものとしている。

イ 被保護者が賃借して居住する住宅に係る共益費について定めを置いているものとして、厚生労働省令である法施行規則23条の2があり、その規定中においては、法施行令3条の表の「法第31条第3項の規定により交付する保護金品により支払うべき費用であつて、住宅を賃借して居住することに伴い通常必要とされる費用のうち厚生労働省令で定めるものの項に規定する厚生労働省令で定めるもの」を「被保護者が賃借して居住する住宅に係る共益費」としている。したがって、共益費は生活扶助の対象であつて住宅扶助の範囲外であることが明確にされているものである。

なお、法 11 条 1 項は、保護の種類として生活扶助（1号）と住宅扶助（3号）とをそれぞれ別に規定している。そのうちの生活扶助に係る規定である法 31 条 3 項は、居宅において生活扶助を行う場合の保護金品の交付を世帯主又はこれに準じる者若しくは被保護者個々に対して行うことについて定めるものであるところ、この保護金品支給が世帯主交付である原則の特例として、法 37 条の 2 は、当該保護金品を、被保護者が支払うべき費用であって政令で定めるものについては、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができると定めており、この規定を受けて法施行令 3 条が定めるところでは、保護の実施機関は、「当該被保護者に対し当該費用に係る債権を有する者」に「住宅を賃借して居住することに伴い通常必要される費用のうち厚生労働省令で定めるもの」を支払うことができる。この「厚生労働省令で定めるもの」を規定するのが上記の法施行規則 23 条の 2 である。

(4) 家賃及び契約更新料等

ア 保護基準別表第 3 の 1 によれば、家賃、間代、地代等に係る住宅扶助の基準額は、1 級地では月額 13,000 円以内とされ、同別表第 3 の 2 によれば、当該費用がこの基準額を超えるときは、都道府県・・・ごとに、厚生労働大臣が別に定める額（以下「限度額」という。）の範囲内の額とするとされている。そして、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成 27 年 4 月 14 日付社援発 0414 第 9 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「限度額通知」という。）1・(1)によれば、保護基準別表第 3 の 2 の規定に基づく、都内における住宅扶助の限度額として、〇〇市を含む都内の 1 級地における 1 人世帯の住宅扶助費の限度額については、月額 53,700 円とするとされている。

イ また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3

8年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7・4・(1)・アによれば、家賃、間代、地代等は、居住する住居が貸家若しくは借間であって、家賃、間代等を必要とする場合、又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定することとされている。世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に1.3(1人の場合)を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額(以下「特別基準限度額」という。)を認定して差しつかえないこととされており、さらに、同・クによれば、被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、オに定める特別基準限度額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないとされている。

そして、限度額通知の2によれば、局長通知第7・4・(1)・オに該当すると認められる場合の都内における住宅扶助の額(特別基準限度額)について、1級地・単身の場合の額については、月額69,800円になる、などとされている。

ウ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第7・問88・答によれば、必要やむを得ない場合は、契約更新料等として、更新手数料、火災保険料、保証料については、契約更新に必要なものとして認定して差し支えないとされている。なお、東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」(以下「運用事例集」という。)問6-60「契約更新料」(答)によれば、住宅扶助の家賃・間代が認定されている被保護者が、借家・借間の賃貸借契約の更新に際し、契約更新料を必要とする場合は、住宅扶助基準の特別基準限度額の1.5倍額の範囲内において必要な額を支

給することとされている。

エ また、問答集問 13-2・答 1 によれば、「最低生活費の遡及変更は 3 か月程度（発見月からその前々月まで）と考えるべきであろう。」とされ、また、「3 か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」とされている。

オ 課長通知第 7・問 34・答によれば、家賃又は間代の中に電灯料又は水道料が含まれている場合、電灯料又は水道料に相当する額を控除した額を住宅費として認定することとされている。

(5) 次官通知、局長通知、限度額通知及び課長通知は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。

また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものと認められる。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、本件申請があったことから、内容等を審査したところ、申請内容に記載されているもののうち、共益費については、法 31 条 3 項及び法施行規則 23 条の 2 により生活扶助であること、環境維持費及び事務手数料については法 14 条に規定されている住居および補修その他住宅の維持に必要なものの費用に当たる住宅扶助の支給要件である「家賃、間代、地代等」に該当しないものであったことから、法等に基づき、請求人に対しては、本件契約に係る共益費、環境維持費及び事務手数料を支給することはできないと判断し、本件申請にある賃料以外の共益費、環境維持費及び事務手数料を支給しない旨の保護申請却下処分（本件処分）を行ったことが認められる。

そして、上記 1・(3)記載のとおり、法は、住宅扶助の範囲を「住居」

又は「補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定め、このうち「住居」については、衣食住の住について直接必要なもので、金銭給付するものとしては家賃のみと解されており、保護基準及び課長通知によっても、家賃に電灯料又は水道料が含まれている場合にはこれに相当する額を除く旨が定められていることから、法における住宅扶助として支給されるのは、家賃のみとなる。

また、共益費について、住宅扶助ではなく、生活扶助として被保護者に交付される金品であるとしていることは、上記（１・（３））において述べたところからしても、明らかである。

さらに、生活扶助については、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として「経常的最低生活費」が認定されており、それ以外の「臨時的最低生活費」は、特別の需要のある者について、緊急やむを得ない場合に限り、臨時的に認定するものであることからすれば（１・（２））、共益費については、生活扶助のうちの「経常的最低生活費」で賄うべきものである。

また、環境維持費及び事務手数料については、法１４条２号の「補修その他住宅の維持のために必要なもの」にも含まれておらず、住宅扶助の支給要件に該当しない。

そうすると、このことを理由に本件申請を却下した本件処分は、上記１の法令等の規定に則って行われたものと認められ、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第３のことから、本件処分の違法性、不当性を主張し、その取消しを求めている。

しかし、本件処分が法令等の規定に則って適正に行われたものと認められることは、上記２のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

なお、請求人は、反論書において、請求人の現住居の家主である不動産会社では共益費という名称を通常使用しないとの指摘があるが、

処分庁が当該会社に照会した2019年8月吉日発行の「消費税変更に伴う月額料金の変更のご案内」と題する書面には、項目名として共益費と明記されていることが認められ、請求人の指摘は当たらない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美